

# 平成19年1月以降分 源泉徴収税額表

「平成18年1月以降分 源泉徴収税額表」とは税額が異なっていますのでご注意ください。

所得税の税率の見直し及び定率減税の廃止に伴い、平成19年1月1日以後に支払うべき給与や賞与の源泉徴収の際に使用する「源泉徴収税額表」や退職所得の源泉徴収の際に使用する「源泉徴収税額の速算表」などが改正されています。

- |  |         |
|--|---------|
| ◇ 紙と電子計算機による源泉徴収税額の計算方法                        | 《1ページ》  |
| ◇ 紙と電子計算機による源泉徴収税額の計算方法                        | 《9ページ》  |
| ◇ 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表                           | 《17ページ》 |
| ◇ 源泉徴収のための退職所得控除額の表                            | 《19ページ》 |
| ◇ 退職所得の源泉徴収税額の速算表                              | 《19ページ》 |
| ◇ 電子計算機等を使用して源泉徴収税額を計算する方法を定める財務省告示（別表第一～別表第三） | 《20ページ》 |

## 【源泉徴収をした所得税の納期限】

- 納期の特例の承認を受けていない場合  
給料や報酬などを支払った月の翌月10日
  - 納期の特例の承認を受けている場合（給与など特定の所得に限ります。）  
1月から6月までの分……… 7月10日  
7月から12月までの分……… 翌年の1月10日（納期限の特例の届出書を提出し、一定の要件を満たす場合については翌年の1月20日）
- ※ 1 紳期限までに、最寄りの金融機関又は所轄の税務署で忘れずに納付してください。  
2 上記の10日又は20日が日曜日、祝日などの休日や土曜日に当たる場合には、その休日明けの日が納期限となります。  
3 紳期限までに納付がない場合には、加算税や延滞税を負担しなければならないことがあります。

☆☆源泉所得税の納付は電子納税で !! ☆☆  
インターネットを利用して源泉所得税の納付ができる「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」をご利用ください。なお、利用に際しては、事前に税務署への開始届出書の提出が必要となります。  
詳しくは国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ【<http://www.e-tax.nta.go.jp>】をご覧ください。

